

第38号議案 長崎市体育館条例の一部を改正する条例

1	改正の概要	2
2	改正の内容	2
3	新旧対照表	3～5

1 改正の概要

令和7年9月議会において、使用料・手数料の見直しに伴う料金改定の議案の議決を得たのちに、長崎市深堀体育館及び長崎市三和体育館の附属設備（机及び補助椅子）について、他の同一種別の施設の机及び補助椅子が、施設を使用するに当たって当然に使用することができるものとして料金設定されていないことから、庁内の取扱いを統一するため、両体育館の附属設備を廃止することとしており、これに併せて条例における関係条文の整理をする必要がある。

2 改正の内容

(1) 長崎市体育館条例（昭和48年長崎市条例第21号）

ア 第18条の「附属設備」を「設備」に変更する。

イ 別表第2第1項及び第2項の表の備考から「附属設備の使用料は、市長が別に定める」の文言を削除する。

(2) 長崎市体育館条例の一部を改正する条例（令和7年長崎市条例第60号）

ア 別表第1の表の備考から、「附属設備の使用料は、市長が別に定める」の文言を削除する。

3 新旧対照表

改正前	改正後
<p data-bbox="78 258 416 294">○長崎市体育館条例</p> <p data-bbox="721 304 1017 382">昭和48年3月31日 条例第21号</p> <p data-bbox="101 434 281 469">(損害賠償)</p> <p data-bbox="78 479 1011 691">第18条 体育館の建物又は<u>附属設備</u>を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p data-bbox="1067 258 1404 294">○長崎市体育館条例</p> <p data-bbox="1707 304 2003 382">昭和48年3月31日 条例第21号</p> <p data-bbox="1089 434 1270 469">(損害賠償)</p> <p data-bbox="1067 479 1997 648">第18条 体育館の建物又は<u>設備</u>を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p>

3 新旧対照表

改正前	改正後
<p>別表第2（第8条関係）</p> <p>1 専用使用料</p> <p>備考</p> <p>1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。</p> <p>2 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又はその端数時間は、1時間として計算する。</p> <p>3 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。</p> <p>4 体育館を部分的に利用するときの使用料は、市長が別に定める。</p> <p>5 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の使用料は、この表に掲げる額（備考3又は4の適用があるときは、当該適用後の額）の4割に相当する額とする。</p> <p>6 <u>附属設備の使用料は、市長が別に定める。</u></p> <p>2 練習使用料</p> <p>備考</p> <p>1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又はその端数時間は、1時間として計算する。</p> <p>2 <u>附属設備の使用料は、市長が別に定める。</u></p>	<p>別表第2（第8条関係）</p> <p>1 専用使用料</p> <p>備考</p> <p>1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。</p> <p>2 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又はその端数時間は、1時間として計算する。</p> <p>3 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。</p> <p>4 体育館を部分的に利用するときの使用料は、市長が別に定める。</p> <p>5 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の使用料は、この表に掲げる額（備考3又は4の適用があるときは、当該適用後の額）の4割に相当する額とする。</p> <p>2 練習使用料</p> <p>備考</p> <p>利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又はその端数時間は、1時間として計算する。</p>

3 新旧対照表

改正前	改正後
<p data-bbox="78 258 1017 382">○長崎市体育館条例の一部を改正する条例 令和7年10月15日 条例第60号</p> <p data-bbox="78 434 466 515">別表第1（第8条関係） 備考</p> <ol data-bbox="161 525 1011 1096" style="list-style-type: none">1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又はその端数時間は、1時間として計算する。2 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。3 体育館を部分的に利用するときの使用料は、市長が別に定める。4 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の使用料は、この表に掲げる額（備考2又は3の適用があるときは、当該適用後の額）の5割に相当する額とする。5 <u>附属設備の使用料は、市長が別に定める。</u>	<p data-bbox="1069 258 2007 382">○長崎市体育館条例の一部を改正する条例 令和7年10月15日 条例第60号</p> <p data-bbox="1069 434 1456 515">別表第1（第8条関係） 備考</p> <ol data-bbox="1152 525 2001 1051" style="list-style-type: none">1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又はその端数時間は、1時間として計算する。2 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。3 体育館を部分的に利用するときの使用料は、市長が別に定める。4 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の使用料は、この表に掲げる額（備考2又は3の適用があるときは、当該適用後の額）の5割に相当する額とする。

【参考資料】

深堀体育館、三和体育館の机・補助椅子の使用料見直しについて

施設名	附属設備	現行使用料	見直し後
深堀体育館	机	83円	廃止
	補助椅子	20円	廃止
三和体育館	机	41円	廃止
	補助椅子	10円	廃止

他の同一種別の施設の机・補助椅子の使用料見直しについて

施設名	附属設備	現行使用料	見直し後
長崎市民総合プール	机	20円	廃止
	補助椅子	10円	廃止
長崎東公園コミュニ ティ体育館	机	125円	廃止
	補助椅子	31円	廃止
総合運動公園 かきどまり庭球場	机	209円	廃止
	補助椅子	20円	廃止